

社会貢献型都城産農畜産物活用モデル事業委託 公募型プロポーザル 実施要領

1 目的

都城市に居住する農業者の生産した農畜産物について、国際情勢や資材価格の高騰等により農業経営の圧迫が続いていることから、都城産農畜産物を正規品や需要期同等の価格で買取り、物価高で食材の調達が困難になっているこども食堂等へ食材として寄贈することで、新たな販路を拡大し、農業者の収入増と社会貢献に資するモデル的な取組を実施することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 名称 社会貢献型都城産農畜産物活用モデル事業委託
- (2) 内容 <別紙 1>社会貢献型都城産農畜産物活用モデル事業委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額
15,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、物価高騰等の影響を価格転嫁しにくい農業者の収入増を図る仕組みを構築するとともに、農業を通じた社会貢献としてこども食堂等へ都城産農畜産物を食材として届けるモデル的な取組が求められる。

このため、技術、経験やノウハウを有する業者に委託することにより、農業者の収入増やこども食堂等利用者の要望に答えることができるものとする。

したがって、都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱(平成24年度告示第254号)第3条第1項第2号に該当するため、通常の競争入札方式による価格競争ではなく、総合的な能力を事前に確認し、審査を行うことが可能な公募型プロポーザル方式での執行とする。

4 業務スケジュール（予定）

内容	日程
選考委員会発足(審査方法、評価項目及び評価視点の決定)	令和8年4月10日(金)
公告日	令和8年4月17日(金)
参加表明書の受付	令和8年4月17日(金)から5月1日(金)
質疑の受付期間	令和8年4月17日(金)から5月20日(水)
参加資格要件の審査通知【公募型】	令和8年5月15日(金)
技術提案書提出要請等の送付	令和8年5月15日(金)
質疑への回答	令和8年5月22日(金)まで随時
技術提案書の受付期間	令和8年5月15日(金)から5月27日(水)

プレゼンテーションの実施	令和8年6月3日(水)(予定)
プレゼンテーションによる審査優先交渉権者の選定・通知	令和8年6月5日(金)(予定)
契約締結日	令和8年6月中旬(予定)

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

5 指名型か公募型かの別

公募型

6 参加資格要件

提案に参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。(再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (3) 都城市内に営業所を有する者は、市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国又は地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去3年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。

7 技術提案書の作成要領

(1) 作成要領

別紙2「技術提案書の作成要領」参照

(2) 内容についての質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和8年4月17日(金)から5月20日(水)午後5時まで

イ 質問方法：質問書(様式第1号)を電子メールにて提出すること。

※電子メールの件名(Subject)には、「【会社名】社会貢献型都城産農畜産物活用モデル事業」と記載すること。また、送付後に事務局に対して電話にて送達確認を行うこと。

ウ 提出先：「12 応募・問合せ先」と同じ。

エ 回答方法：令和8年5月22日(金)午後5時までに、参加資格要件を満たした全ての事業者にもメールで送付する。

8 提出書類等

(1) 参加表明書

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式第2号）
 - (イ) 事業者概要（様式任意 事業者概要及び事業実績が分かるパンフレット等）
 - (ウ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - (エ) ①法人の場合：役員等名簿（入札参加事業者等確認書）兼同意書（都城市暴力団排除条例施行規則様式第1号）及び誓約書（都城市暴力団排除条例施行規則様式第6号）
②個人の場合：誓約書兼同意書（同規則様式第2号）（個人の場合）
 - (オ) 印鑑証明書
 - (カ) 決算報告書（直近1年分）
 - (キ) 納税証明書（直近1年分）
 - a 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（最寄の税務署で発行）
 - b 都城市税の滞納のない証明書（都城市内に本店又は営業所を有する法人等の場合）
- ※登記事項証明書ほか各種証明書は、提出日から遡り3か月以内に発行されたものに限る。
- (ク) 共同企業体構成員調書（様式第7号）
 - (ケ) 委任状（様式第8号）
- ※（ウ）から（キ）までについては、本市の競争入札参加有資格事業者名簿に登載されている場合は省略できる。
- ※（ク）、（ケ）については、複数の法人等で構成する共同企業体でプロポーザルに参加する場合のみ作成し、提出してください。
- ※複数の法人等で構成する共同企業体でプロポーザルに参加する場合は、構成員ごとに（イ）から（キ）までの書類を提出してください。

イ 提出期間

令和8年4月17日（金）から令和8年5月1日（金）まで

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は除く日（以下「平日」という。）とする。

エ 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

1部

カ 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和8年5月15日（金）までに通知する。

キ 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

(ア) 提出書類

辞退届（様式第6号）

(イ) 提出期限

令和8年5月27日（水）まで

(ウ) 受付時間

平日午前9時から午後5時まで

(エ) 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とします。

(2) 技術提案書

ア 提出書類

(ア) 技術提案書等提出書（様式第3号）

(イ) 会社概要（様式第4号）

(ウ) 業務実績（様式第5号）

(エ) 業務実施体制（任意様式）

(オ) 技術提案書（任意様式）

(カ) 見積書（任意様式だが、消費税及び地方消費税込みの総額を表示すること。また、内訳概要の分かるもの。）

イ 提出期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月27日（水）まで

ウ 受付時間

平日午前9時から午後5時まで

エ 提出方法

持参又は書留郵便により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とします。

オ 提出部数

正本1部、副本9部（副本は複写でも可とします。）

9 審査方法

(1) 選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成24年度告示第254号。以下「プロポーザル要綱」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、社会貢献型都城産農畜産物活用モデル事業委託選定委員会を設置する。委員は、都城市の関係職員8人（農政課長、農政課職員1

名、農産園芸課職員1名、畜産課職員1名、こども政策課職員1名、ふるさと納税課職員1名、デジタル統括課職員1名、福祉課職員1名)で組織する。

(2) 審査方法

ア 第1次審査(書類審査)

提出された技術提案書を、別紙3「評価項目及び評価基準」に基づいて審査し、高い評価を得た上位3者を選定する。ただし、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施するものとする。

イ 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる審査)

第1次審査により選考された者が、次に掲げるとおり、技術提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙3「評価項目及び評価基準」に基づいて再度審査を行い、優先交渉者を選定する。

(ア) 日程

令和8年6月3日(水)(予定) ※日程については別途連絡する。

(イ) 出席者

1者3名以内

(ウ) 実施時間

1者30分程度(機器のセッティング・撤去に係る時間を含む。)

※上記時間以外に、質疑応答の時間を設ける場合がある

(エ) 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

(3) 評価項目及び評価基準

別紙3「評価項目及び評価基準」のとおり

(4) 審査結果の通知

プロポーザル要綱第12条第2項の規定に基づき、全ての提案者に対して、様式第2号審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を技術提案書において特定し、発注者に指示すること。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉者と都城市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結に当たっては、受託者は都城市財務規則（平成18年規則第65号）第119条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第119条第2項各号に該当するときは免除とする。

(3) その他

ア 契約代金の支払は、完了払とする。

イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

11 その他

(1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

なお、優先交渉者が応募グループである場合、構成員の一部が資格喪失の要件に該当した場合も、その資格を喪失する。ただし、当該構成員が代表構成員でなく、かつ、当該構成員が欠けても提案内容の履行に重大な影響が及ばないことが明らかである場合、その他やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

ア 提出期限までに技術提案書等が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

イ 見積金額が、提案上限額を超えている場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合

(2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。

(3) 技術提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

(4) 提出された技術提案書等は返却しない。

(5) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成18年条例第28号)に基づき対応する。

(6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(7) 技術提案書等の提出後、その内容について不明点があった場合、本市より質問する場合がある。

(8) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。

(9) 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

(10) 参加事業者が1者の場合であっても、当該参加事業者について審査を行い、選定の可否を決定する。

12 応募・問合せ先

【事務局】都城市 農政部 農政課

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号

電話 0986-23-2768 (直通) F A X : 0986-23-2660

E-mail nosei@city.miyakonojo.miyazaki.jp